

公園・公衆トイレの 適正配置・改修計画

平成28年2月

板橋区 土木部 みどりと公園課

目 次

第1章 公園・公衆トイレの適正配置・改修計画について	
1 総論	… P 1
2 計画の期間	… P 1
第2章 公園・公衆トイレの適正配置計画	
1 適正配置計画の策定にあたって	… P 2
2 公園トイレ	
(1) 公園トイレの現状	… P 2
(2) 公園トイレを設置する上での制限	… P 2
① 公園の建ぺい率が基準値以上となる公園の場合	
② 接道義務を満たしていない公園の場合	
③ 法令によらない諸条件	
(3) 公園トイレの配置の方針	… P 3
① 新設の場合	
② 既設の場合	
3 公衆トイレ	
(1) 公衆トイレの現状	… P 6
(2) 公衆トイレの配置の考え方	… P 7
① 災害	
② 観光	
(3) 公衆トイレの配置状況	… P 7
① 公衆トイレ周辺の避難ルート、散策ルート	
② 避難ルート、散策ルート上の公衆トイレの充足状況	
(4) 公園内に設置されている公衆トイレについて	… P 8
第3章 公園・公衆トイレの改修計画	
1 改修にあたっての方針	… P 10
2 トイレの老朽度の判断について	… P 11
3 バリアフリー化率の地域格差への配慮について	… P 11
4 今後10年間のトイレ改修計画について	… P 12
5 「公園の改修」事業に基づくトイレ改修予定	… P 12
6 10年後の公園トイレのバリアフリー化率	… P 13

第1章 公園・公衆トイレの適正配置・改修計画について

1 総論

近年自然災害が多発しているが、そのような緊急時に公衆衛生を保つという面で、誰もが利用できる公園・公衆トイレに期待される役割は高まりを見せている。

また、平成23年には「移動等円滑化の促進に関する基本方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項による基本方針）」が改正され、公園内のトイレの移動円滑化（以下、「バリアフリー化」という。）についての整備目標¹も示された。板橋区でも順次改修を進めてきたが、引き続き改善に取り組んでいく必要がある。

板橋区は、経営構造改革の中で、ファシリティマネジメントの観点から維持管理経費の適正化を図ることとしており、トイレの管理にかかる経費についても見直す必要がある。区民サービスの維持を念頭に置き、板橋区内に必要な公園・公衆トイレの適正配置を進めていかなければならない。

板橋区では、平成19年度に公園・公衆トイレ改修の優先度について検討を行い、老朽化したトイレを移動円滑化対応のトイレ（以下、「誰でもトイレ」という。）に改修してきたが、本計画は板橋区全域における公園・公衆トイレの適正な配置の視点を加え、今後の整備の基盤を築くものである。

2 計画の期間

「板橋区基本計画2025」に併せて平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10か年とする。

¹ 「便所の設置された都市公園の約45%について、平成32年度までにバリアフリー化する」としている。

第2章 公園・公衆トイレの適正配置計画

1 配置計画の策定にあたって

区内には「公園トイレ」と「公衆トイレ」があり、それぞれ設置されている意義が異なっている。そのため、「公園トイレ」、「公衆トイレ」それぞれの特性に応じて配置計画を策定するものとする。

2 公園トイレ

(1) 公園トイレの現状

公園トイレの設置については、都市公園法第2条第2項第7号により、都市公園の効用を全うするため都市公園に設けられる便益施設として規定されている。平成27年11月時点で、板橋区内には公園トイレが220か所（公園内に設置されている公衆トイレ17か所含む）ある。

公園トイレは主に公園利用者が利用するために設置されているが、公園利用者に限らず、公園付近を通行している方も利用している。

さらに、災害時には多くの近隣住民が集まる場として公園を利用することが想定される。そのようなときにも、公園トイレは有効に活用されることが考えられる。

そのため、現在設置されている公園トイレの需要は高く、今後も継続して適正に管理を行っていくことが求められる。

(2) 公園トイレを設置する上での制限

都市公園法や建築基準法などにより、次のような場合には公園トイレの設置が制限される。

① 公園の建ぺい率が法令等の定めを超える場合

公園施設の建築面積が公園の敷地面積の2%以上（動物園やスポーツ施設などについては10%以上）となる場合は、公園施設としての建築物は設置できない（都市公園法、東京都板橋区立公園条例による）。

② 接道義務を満たしていない場合

建築基準法で定められた道路（幅員4m以上の道路）に、公園の敷地が2m以上接していない場合は、建築物は設置できない（建築基準法による）。

③ 法令によらない諸条件等により制約を伴う場合

公園トイレと周辺住居との距離が確保できず、周辺住居の方に受忍限度を超える不快感を与える場合や、公園敷地が著しく傾斜している等で、全ての公園利用者に対して、利便性及び安全性を確保することが困難な場合は、公園トイレを設置するのは適当ではない。

(3) 公園トイレの配置の方針

公園利用者に公園を快適に利用していただくため、原則として、公園内には公園トイレを設置することとする。ただし、次に示す新設・既設ごとの詳細な条件等により、公園トイレの設置の可否を判断し、適正な配置を確保する。

なお、これらによって定めた基準に基づき、公園トイレの新設、改修及び撤去等を進めていくが、撤去によって削減される維持管理経費を誰でもトイレへと改修する経費に充てることにより、質の高い公園トイレの整備を行い、適正な管理を進めていく。また、公園トイレを設置していない公園については、周辺のトイレの案内表示について検討する。

① 新設の場合

ア 公園・公衆トイレが充足している地域

一定の地域に公園・公衆トイレが多く配置され、トイレが充足していると考えられる地域において、現在公園トイレがない公園については、次の原則に従うこととする。

- 公園の周辺 250mの範囲内に公園・公衆トイレがある場合、原則として公園トイレの新設はしない。ただし、公園を新設する際、その公園の周辺に公園トイレのある面積の小さな公園が存在する場合には、既設の公園トイレを新設公園に移設することを検討する。

(250mという距離については、都市公園のうち、住民に最も身近で、最小の種別の公園である街区公園の設置目安範囲を基に設定している。)

イ 公園・公衆トイレが充足していない地域

既設の公園で、現在公園トイレは設置されていないが、(2) ①、②の法令による制限に該当せず、(3) ①アの条件に当てはまらない公園は表1のとおり。なお、改修等に併せて公園トイレの新設について、(2) ③の諸条件を踏まえて検討する。

【表1 トイレの新設が可能な公園一覧】

NO	公園名	住所
1	中台ならの木公園	中台三丁目 27 番 9 号
2	赤塚二丁目ふれあい公園	赤塚二丁目 22 番 13 号
3	赤塚二丁目児童遊園	赤塚二丁目 34 番 13 号
4	小桜児童遊園	志村三丁目 31 番 1 号
5	しもじけ児童遊園	赤塚七丁目 26 番 32 号

※上記公園では、今後 10 年間に公園改修の予定はない。

② 既設の場合

ア 改修が可能な公園トイレ

現在設置されている公園トイレは引き続き維持管理を行い、第 3 章の改修計画に基づき順次改修していくこととする。

イ 改修が困難な公園トイレ

(2) の制限によって、再建築が困難な公園トイレは、老朽化して建て替えが必要になる等、大規模な修理が必要になった時点で順次撤去することとする。

なお、公園面積や接道状況に起因する理由で再建築が不可能な公園は表 2、標準的な誰でもトイレへ建て替えると、公園内のトイレ以外の既設の建築物によって建ぺい率が基準値以上となってしまう公園は表 3 のとおりである。

【表2 再建築が不可能な公園トイレ】

No	公園名	面積	概 要
1	みなみ児童遊園	380 m ²	公園内の他の建築物の有無にかかわらず、公園トイレ (8 m ² : 誰でもトイレと男子小便器併設タイプ (P10 参照)) の設置は不可能となる
2	舟渡二丁目児童遊園	337 m ²	
3	舟渡一丁目児童遊園	314 m ²	
4	東山みなみ公園	322 m ²	
5	なかいたプチパーク	155 m ²	
6	大谷口北町宮ノ下公園	296 m ²	
7	※若木児童遊園	700 m ²	接道義務を満たしていない

※若木児童遊園については、計画期間中に撤去予定。

【表3 建ぺい率が基準値以上となる公園トイレ】

NO	公園名	面積	公園トイレ以外にある建築物
1	※前野児童遊園	755 m ²	住民防災組織格納庫等
2	※徳丸公園	857 m ²	住民防災組織格納庫等
3	※徳丸本町公園	783 m ²	住民防災組織格納庫等
4	※四ツ又公園	865 m ²	住民防災組織格納庫、消火隊格納庫
5	※富士見児童遊園	641 m ²	住民防災組織格納庫等
6	※氷川児童遊園	757 m ²	消火隊格納庫等
7	※蓮沼公園	994 m ²	住民防災組織格納庫、消火隊格納庫等
8	※愛染児童遊園	655 m ²	住民防災組織格納庫、消火隊格納庫
9	※徳丸二丁目児童遊園	680 m ²	住民防災組織格納庫等
10	親和児童遊園	582 m ²	住民防災組織格納庫
11	北前野おもいやり広場	666 m ²	倉庫
12	※えび山広場	479 m ²	住民防災組織格納庫
13	※下赤塚児童遊園	598 m ²	住民防災組織格納庫、消火隊格納庫等
14	※板橋駅前公園	1258 m ²	住民防災組織格納庫
15	緑ヶ丘第一公園	1632 m ²	管理棟
16	※舟渡三丁目公園	1524 m ²	志村消防団格納庫
17	※蓮根みなみ公園	1403 m ²	住民防災組織格納庫、集会所

※は一時集合場所に指定されている公園である。一時集合場所とは、震災が起きた時に被害状況や安否確認等をするために集合する場所のことで、町会や自治会ごとに指定している。

表3の公園については、公園全体の建築物の総面積を縮小しないと改修することができない。このため、第3章の改修計画の対象から外すこととする。

なお、これらの公園については、公園トイレの大規模な修理が必要となった時点で、公園トイレ以外の建築物の管理者と協議し、公園トイレ以外の建築物の面積を縮小して既存の公園トイレを誰でもトイレに建て替えるのか、既存の公園トイレを撤去するのかを判断することとする。

ウ 閉鎖中の公園トイレ

諸々の事由により長期的に閉鎖されていて、一般の方に供用されていない公園トイレについては計画期間中に撤去することとする。なお、これに該当する公園トイレは表4のとおりである。

【表4 長期的に閉鎖されているため、計画期間中に撤去する公園トイレ】

No	公園名	住所	閉鎖時期
1	舟渡四丁目児童遊園	舟渡四丁目 14 番 7 号	平成 11 年 4 月頃から
2	前谷津川緑道	徳丸三丁目 39 番先	平成 8 年頃から

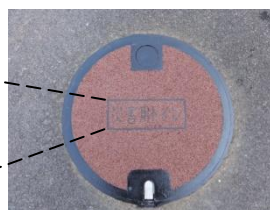
エ 撤去後の対応

公園トイレを撤去する際には、災害時にトイレとして活用できるマンホールを設置するなど、災害対策を講じるよう検討する。

災害時に活用できるマンホールとは、便器を設置できるような構造になっているマンホールのことで、災害時に右写真のように、テントを設置することで仮設のトイレとして利用できるものである。

※道路に設置されているような一般的なマンホールとは異なる。

参考写真：日之出水道機器株式会社



4 公衆トイレ

(1) 公衆トイレの現状

公衆トイレの設置については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条第6項の、『市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。』との規定と、「東京都板橋区公衆便所の設置及び管理に関する条例」に基づいて実施されている。板橋区内には平成28年1月時点で31か所（内17か所は公園内にある）の公衆トイレがある。

公衆トイレは、利用者を特定せずに誰しもが利用できるトイレであり、周辺の公衆衛生に寄与するものである。また、災害時に公共交通機関が止まって帰宅困難者が徒歩で帰宅する際に、公衆トイレの重要性は高い。これらのような特性を踏まえて、公衆トイレの配置を検討する必要がある。

なお、現在設置されている公衆トイレの中には公園内に設置されているものが17か所あるが、公園トイレとしての用途で利用されていることが多

いと考えられる。そのため、公衆トイレの配置については、公園敷地以外に設置されている公衆トイレを対象として検討する。

(2) 公衆トイレの配置の考え方

公衆トイレはその本来の目的から、多くの人が集まる場所に設置することが望ましい。

公衆トイレを新設する際には、用地の確保が必須条件であるが、用地確保は困難であるため、本計画では公衆トイレの新設については行わないものとする。

そのため、既存の公衆トイレの配置について適正であるかを検討する。検討に当たっては、公衆トイレの有効活用という視点から、「災害」と「観光」に重点を置き検討する。

① 災害

幹線道路は、災害時に帰宅困難者が帰宅経路として利用することが想定されるため、災害対策として公衆トイレの必要性がある。

「板橋区災害時帰宅困難者対策指針」では、板橋区を通るそれぞれの幹線道路のうち「中山道」、「川越街道」、「高島通り」、「環状七号線」の4路線（『避難ルート』）に重点を置いて一時滞在施設を設置していることから、この4路線について検討する。

② 観光

観光いたばしガイドマップに『散策ルート』が記載されており、より多くの方が散歩コースとして利用することが想定されるため、公衆トイレの必要性がある。

※「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」（平成18年 東京都福祉のまちづくり推進協議会）によると、トイレの適正配置は400m～500mとなっているため、避難ルート、散策ルートから250m以内（500m円の半径）に設置されている公衆トイレは、各ルート周辺に設置されているものとして考える。

(3) 公衆トイレの配置状況

① 公衆トイレ周辺の避難ルート、散策ルート

各公衆トイレの周辺にある避難ルート及び散策ルートは次の表5のとおり。

【表5 各公衆トイレ周辺の避難ルート・散策ルート】

NO	トイレ名	周辺の避難ルート、散策ルート
1	志村坂上公衆便所	中山道、志村ルート
2	戸田橋際公衆便所	中山道、歴史ルート
3	板橋駅前公衆便所	板橋ルート
4	常盤台駅前公衆便所	環状七号線、常盤台ルート
5	本町公衆便所	環状七号線、板橋ルート
6	高島平第二公衆便所	高島通り、自然ルート、歴史ルート
7	成増駅南口公衆便所	川越街道、赤塚ルート
8	西台駅前公衆便所	高島通り、自然ルート、歴史ルート
9	蓮根三丁目公衆便所	自然ルート
10	高島平西口公衆便所	高島通り、自然ルート
11	ゆりの木公衆便所	川越街道
12	志村坂下公衆便所	中山道、高島通り、歴史ルート
13	板橋区役所前公衆便所	中山道、板橋ルート
14	大山町公衆便所	川越街道

※公園内にある公衆トイレ（17か所）はこの表からは除いている。

表5から、既存の公衆トイレについては全て避難ルートまたは散策ルートの周辺に設置されていることが確認できるため、既設の公衆トイレについては今後も継続して維持管理をしていく。なお、周知については、「トイレマップ」の作成や、公共施設に案内板を設置することを検討する。

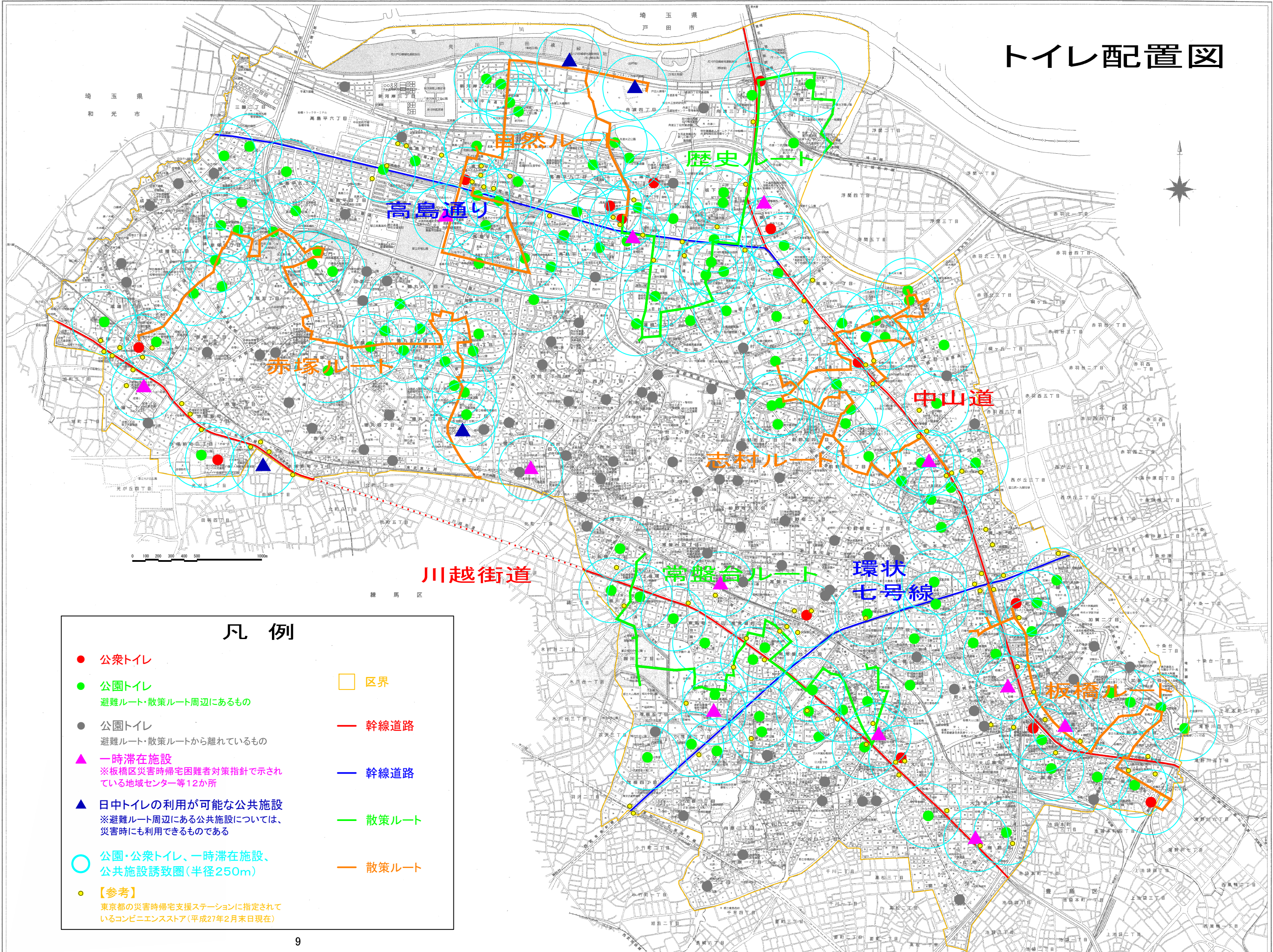
② 避難ルート、散策ルート上の公衆トイレの充足状況

トイレ配置図によると、浮間舟渡駅北側（歴史ルート）、舟渡四丁目と新河岸一丁目の境界付近（自然ルート）、下赤塚駅南側（川越街道）、東武練馬駅北側（赤塚ルート）等、公衆トイレが不足している箇所も存在する。しかし、各々に公衆トイレを補完する公共施設（公園トイレ、地域センター等）があるため、避難ルートや散策ルート上でトイレは概ね充足していると捉えられる。

（4）公園内に設置されている公衆トイレについて

現在公園内にある公衆トイレは17か所存在するが、公園トイレとしての利用が多いと思われる。このような公衆トイレについては、条例に基づき公衆トイレの廃止の告示を行い、公園トイレとして管理をしていく。

トイレ配置図



凡例

- 公衆トイレ
- 公園トイレ
避難ルート・散策ルート周辺にあるもの
- 公園トイレ
避難ルート・散策ルートから離れているもの
- ▲ 一時滞在施設
※板橋区災害時帰宅困難者対策指針で示されている地域センター等12か所
- ▲ 日中トイレの利用が可能な公共施設
※避難ルート周辺にある公共施設については、災害時にも利用できるものである
- 公園・公衆トイレ、一時滞在施設、公共施設誘致圏(半径250m)
- 【参考】
東京都の災害時帰宅支援ステーションに指定されているコンビニエンスストア(平成27年2月末日現在)
- 区界
- 幹線道路
- 幹線道路
- 散策ルート
- 散策ルート

第3章 公園・公衆トイレの改修計画

1 改修にあたっての方針

第2章の適正配置計画に基づき、改修が可能な公園・公衆トイレについては、次の方針に基づき改修を進めていくものとする。

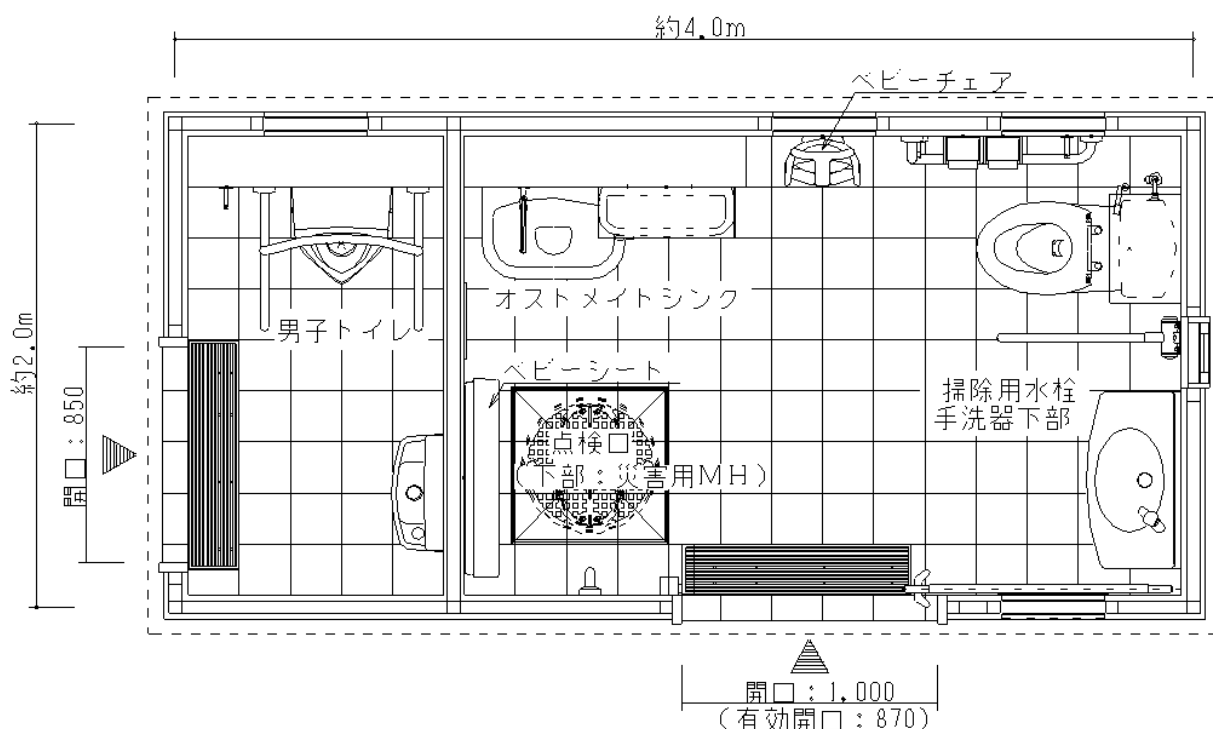
方針1：老朽化したトイレから順に改修を行う

方針2：バリアフリー化率の地域格差に配慮して改修を行う

また、トイレを設置するためには建築確認済証の取得が必須となるが、建築確認済証を取得するためには、「東京都板橋区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年制定、以下「移動円滑化条例」という。）」に定められた基準に適合させなければならない。さらに、これまで板橋区では、大便器、男子小便器及び手洗器が併設されたタイプのトイレを標準として整備してきており、今後も同等の利便性を確保し、利用者に対するサービスを維持していく必要がある。

移動円滑化条例に適合し、板橋区が標準としている男子小便器併設型のトイレの平面図（8㎡のもの）を図1に示す。トイレ利用者が多い等、現場条件によっては便房や器具の配置を変更して規模を拡大する必要が生じる場合もありうるが、図1の規模を最低限度のものとし、改修を進めることとする。

【図1 標準の誰でもトイレの平面図（参考）】



2 トイレの老朽度の判断について

板橋区内に設置しているトイレには様々な構造のものがあるため、老朽度の判断にあたってはトイレの構造を考慮する必要がある。

表6にトイレの構造別の参考耐用年数を示す。なお、表中で示す参考耐用年数は、国土交通省所管補助金交付規則を基に算出した。

【表6 参考耐用年数一覧】

構造	P C造・R C造	S組立
構造詳細	鉄骨、又は鉄筋コンクリート	ステンレス [°] 組立式
参考耐用年数	55年	40年
参考写真		
構造	A組立	木造・合成
構造詳細	アルミサド [°] イチ [°] 組立	木造、又は合成樹脂
参考耐用年数	25年	25年
参考写真		

実際の老朽度の判断にあたっては、使用頻度や使われ方によって老朽化の具合に差が生じることから、上記の参考耐用年数をベースにし、現地調査を行ったうえで判断するものとする。

3 バリアフリー化率の地域格差への配慮について

トイレの改修にあたっては、方針1のとおり老朽化したトイレから改修することを前提とするが、特定の地域に改修対象のトイレが偏り、トイレのバ

リアフリー化が進まない地域が発生するのを防ぐため、地域間のバリアフリー化率に大きな格差が生じないように調整を行うものとする。

なお、この「地域」については、区内に配置された 18 地域センターの管轄地域を基準とすることとする。

4 今後 10 年間のトイレ改修計画について

改修にあたっての方針に基づき、老朽度やバリアフリー化率の地域格差を検討した結果、今後 10 年間のトイレ改修について表 7 のとおり進めていく。

【表 7 今後 10 年間のトイレ改修計画】

改修予定年度	改修か所	か所数
平成 28 年度	坂下一丁目公園、大谷口上町公園、宮前公園	3
平成 29 年度	志村第二公園、どんぐり山公園、南ときわ台公園	3
平成 30 年度	成増公園（成増公園公衆便所）、成増児童遊園、 若木公園（若木二丁目公衆便所）	3
平成 31 年度 ） 平成 37 年度	3 か所／年で改修を進める。なお、改修か所については、実施計画策定時毎に、老朽度や地域間のバリアフリー化率の格差の均衡化を図った上で決定するものとする。	21
合 計		30

※上記公園については公園全体改修の予定がないため、トイレ単体での工事を予定している。

5 「公園の改修」事業に基づくトイレ改修予定

平成 28 年度を始期とする新たな実施計画に基づき、「公園の改修」事業を進めていく。この「公園の改修」事業では、公園の大規模改修工事を行う中で、公園内のトイレも合わせて改修する予定である。

なお、この「公園の改修」事業には、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画（平成 27 年 5 月策定。以下、「個別整備計画」という。）や、こどもの池見直し計画（平成 27 年 5 月策定）が反映されており、公園内の集会所やこどもの池施設の整備等に併せ、公園内のトイレについても改修を進めていく。

今後 10 年間で予定している公園の大規模改修工事は、表 8 のとおりとなっている。

【表8 今後10年間の公園の大規模改修予定（公園トイレの改修を含むもの）】

改修予定年度	公園名	か所数
平成28年度 ） 平成29年度	上赤塚公園、前野公園	2
平成30年度	大谷口児童遊園	1
平成31年度 ） 平成37年度	7年間で18か所の改修を進める。 なお、改修か所については、個別整備計画やこどもの池の見直し計画等を踏まえ、公園の老朽度等について検討のうえ、実施計画策定時毎に決定するものとする。	18
合 計		21

表8の改修予定は平成27年度時点でみどりと公園課として計画しているものであり、他の関連する機関との調整等によっては変動する場合もある。

6 10年後の公園トイレのバリアフリー化率

表7、表8の計画のとおりトイレの改修を進めた場合の10年後の公園トイレのバリアフリー化率の推計値を表9に示す。

【表9 公園トイレのバリアフリー化率】

H27年度までの改修率		H37年度までの改修率	
23/220	10.5%	74/217	34.1%

国は、平成23年の移動等円滑化の促進に関する基本方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項による基本方針）にて、「便所の設置された都市公園の約45%について、平成32年度までにバリアフリー化する」という目標値を示している。本計画では年3か所ずつのトイレの改修と、公園の大規模改修に併せたトイレの改修を進めるとしているが、基本方針の目標値により近づけるために、財政状況を鑑みつつも、積極的に既存のトイレの改修を進めるとともに、公園の新設や開発行為に伴う公園の帰属等の機会もとらえ、トイレの新設を進めていくものとする。